

令和7年度 第2回益田市子ども・子育て会議議事録

日 時：令和7年11月14日（金）10時00分～11時15分

場 所：益田市立図書館 2階 視聴覚室

出席者：

（委 員）福井委員、河野委員、宮内委員、田原委員、原委員、積田委員、高島委員、
安部委員、船井委員

（事務局）医療対策監
子ども福祉課

塩満対策監
志田原課長、村上課長補佐、石田係長、
柳井主任

<次第>

1. 開会
2. 挨拶
3. 欠席者報告
4. 議事
 - (1) 「益田市こども計画」の点検・評価方法について
 - (2) 保育所等施設整備について
5. その他
 - (1) 次回の会議開催について
 - ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
 - ・匹見保育所の地域型保育事業への移行について

■開会

○事務局

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
定刻となりましたので令和7年度第2回益田市子ども子育て会議を開催いたします。

私は本日の司会を進行いたします子ども福祉課の柳井と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の会議ですが、12時00分を終了予定しております。

本日の資料の確認をさせていただきます。

- ①本日の会議次第
- ②益田市子ども・子育て会議の委員名簿
- ③【議事1】「益田市こども計画」の点検・評価方法について
- ④【議事2】保育所等施設整備について
- ⑤【その他】こども誰でも通園制度の開始について
- ⑥【その他】匹見保育所の地域型保育事業への移行について

資料についてはみなさんよろしいでしょうか。

それでは開会にあたり、福祉環境部医療対策監 塩満正人がご挨拶を申し上げます。

■挨拶

○事務局

皆さんおはようございます。より良い天気の中大変お忙しい所だったと思いますけれども第2回の子ども・子育て会議にお集まりいただきましてありがとうございます。

毎回ですけども、子どもを取り巻く環境は大分大きく変わってきています。こども計画を益田市は作成しましたけれども、計画を確実に推進していくということが益田市にも求められておりまますし、そのためには皆さんのご協力も不可欠だと思っておりますのでどうぞ今後ともよろしくお願ひします。

今日は2つの議事とその他情報提供というかたちになるかと思いますがどうぞよろしくお願ひいたします。

■欠席者報告

○事務局

続きまして、欠席者の報告をいたします。

本日の会議につきましては、4名の欠席となりますのでご報告いたします。

それでは、以降の議事につきましては、会議規則第5条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。会長様よろしくお願ひいたします。

■議事（1）「益田市子ども計画」の点検・評価方法について

○議長

皆さんおはようございます。ここから議事になるんですけども、前回が7月でした。

ちょっと間があきました。この間に前回の時に10月23日に大豆生田先生の講演会があるので皆さんお願いしますみたいなことを言ったんですけど、案内は届いた感じでしょうか。委員さんにも来ていただいたりしましたので、またその辺の話もお聞きしていただけたらいいなと思いますし、今日の議事はどちらかというとあまり皆さんが意見をたくさん言うという感じにならないかなと思いますので、またそんなところでいろんな意見交換をできたらなというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは議事に移ってまいります。

（1）益田市子ども計画の点検評価方法について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは議事1の「益田市子ども計画」の点検・評価方法について説明させていただきます。益田市子ども計画では計画の着実な推進を図るために、益田市子ども・子育て会議にお

きまして、毎年度 PDCA サイクルにより計画の実施状況について点検評価をし、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととなっております。点検評価方法については前の計画にあります益田市子ども・子育て支援事業計画の点検評価方法と同様に、担当課において実施し、子ども・子育て会議で委員の皆様にご審議いただきますが、より点検評価が行いやすいように一部見直し、提案いたします。

前年度までの第 2 期計画では、点検評価の対象事業としまして基本目標では 60 事業、量の見込みと提供体制では 15 事業ございました。今回のこども計画では対象事業をそれぞれ該当ページにはちょっと示してありますが、横断目標では 2 施策、基本目標では 132 事業、量の見込みと提供体制で 21 事業となります。

(2) の点検目標の案についてです。横断目標につきましては、こども計画ではその横断目標の中に 2 施策を掲げており、1 つ目が子どもの権利に関する普及啓発、2 つ目がライフキャリア教育の推進となっております。今回こちらの表に毎年それぞれの施策に対して課が実施した取り組み内容を報告する形とさせていただきます。また、実施した内容について実績値も報告するように記載をしていきたいと思います。

続きまして 2 ページ目です。基本目標の点検評価方法についてです。次の表の、前の計画の第 2 期計画では、①の実施状況について A,B,C,N の 4 つの区分で評価しておりました。下の表の子ども計画では A,B,C とその他の評価としております。その他の評価についてですが、パーセンテージでなかなか表すことのできない事業もありますので、そのような事業についてのみその他としての評価欄に内容を記載いたします。前回の会議でもご指摘がありました N の実施なしの事業につきましては評価をしないこととします。

また、上の表の第 2 期計画の表の②、③の問題点及び課題と次年度に向けた改善についてですが、下の表の子ども計画では、②の事業の課題や成果という形で統合いたしました。

続きまして 3 ページ目です。量の見込みと提供体制の点検評価方法についてです。上の表の前の計画の第 2 期計画では、基本目標と同じように、各事業の評価欄について、A,B,C,N の 4 つの区分で評価しておりました。下の表のこども計画では、こちらの A,B,C の 3 つの区分で評価をしておりました。N の実施なしの事業につきましては、評価をしないこととします。

前の計画の表の事業の結果・成果と次年度に向けての課題を、下の表の事業の課題や成果に統合いたします。今説明しましたようにこの度こども計画の点検評価については、横断目標の取り組み内容を報告することを追加させていただきたいと思います。N の実施無しの事業については評価はしない、あと基本目標と量の見込みと提供体制について、それぞれの評価方式について少し見直しを図りました。

こちらの新しい方法につきましては、令和 8 年度の子ども・子育て会議でこちらのこども計画の各事業について、評価・点検を実施していくことになりますので、こちらの評価方法でよいかをご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長

今評価方法についての説明がありました。子ども会議自体の役割というか、子ども計画を推進していくにあたってのこの会議の役割として、毎年度 PDCA サイクルというのは最初の資料 1 ページの 1 番上に書いてありますけども、計画の実施状況について点検評価し、必要に応じて問題点をいただけるということになってますので、そういう意味での評価の方法ということですが。

皆さん、今の説明に対して何か質問がありますか。なかなか難しいですね、評価方法についてですかね。特になければ進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

失礼いたします。これまでの事業数から大幅に評価の項目が増えたということなんですが、これまでのところも、評価いただいたものを見せていただいたりしましたが、なかなか膨大な件数に見えておりました。それがまた倍増するということになると、ちょっと見えにくいといいますか何が大切なのが見えにくくなりますが。その中、もう 132 もある事業の中で、例えば重点的な事業というのは何か印がなされてたり、皆さんここは大切だよねと言って共有するような機会や、評価するときの何か指針みたいなものがみんなで共有できるような状態なのかというのをちょっと聞かせていただきたいですし、もしないのであればちょっとそういうことも検討していったらどうかなということで提案させていただきます。

○議長

はい、事務局お願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございました。今のところですね、各基本目標についてこれが重点だつていう事業は特にすいませんなくてですね、それぞれが大切な事業だと考えております。

実は 132 事業の中に再掲というものが複数あります、再掲については評価は 1 つでさせていただいて、再掲の部分についてはその評価でさせていただきますというような表記にちょっと考えておりまして、132 全部を評価するっていうことではないというところになっております。福井先生のご意見の通り、この基本目標に対してこういった事業が重要ではないかっていうところで委員さんの方でご意見がございましたらそこを重点とさせていただくということは可能かなとは思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長

はいありがとうございます。これ実際 132 のうち再掲を除いたら、再掲したもの 1 事業とした場合にどのぐらいになりますか。110、それか 100 ぐらいありますか。

○事務局

100 はないです。60 はあるんですけども、100 はない状況です。

○議長

今のは本当に大事なご意見だと思います。ただですね、この事業が重要だみたいなものを決めていくってのも結構大変かなと思うので、そういう意味でのこういうときにそれぞれ、代表で出てこられている皆さんからの課題感とか、やってる中でこんな課題が生じてる、こんな成果が出てるというような話がやっぱ大事じゃないかなと思いますので、なんかそういう話も今日もさっき最初に言いました意見交換、相談しましょうかって言いましたけど、そういうことの中から新たなことが出てきたりするとまさにその計画ありきじゃなくて、見直しに繋がっていくかなと思いますので、今の意見も参考にしながら、またそういう機会を設けていけたらいいなと思います。今後、今日もですけど、考えていきたいと思いますが。そんな形でいいですか。

○事務局

実際この評価方法でよければ、来年度の子ども子育て会議の第1回目のところで、令和7年度の実績報告をさせていただきます。その実績報告を見られて説明を受けられて、やはりこういった事業が必要だというところを確認させていただく場にもっていかせていただこうかと思っております。よろしいでしょうか。

○議長

どんなですか。

○委員

今日のところで、少しこういうところが大切だよねっていうところを共通認識した上で、実際にこの評価の段階になったところはまだ、その次の段階でまた大切だと思うところも含めて見直しを丁寧にしていくというような感じで、今日出た意見を積み上げながら進められたらいいのかなと思います。

○議長

いかがでしょうか。ご意見ですけども、そういう形でよろしいですか。

○事務局

よろしくお願ひします。

○議長

はい、ありがとうございます。その他ありますかね。よろしいでしょうか。
一応方法としては、この内容でよろしいかというところで皆さんなければ閉じたいと思
いますがよろしいでしょうか。

はい。それでは、最初の議事 1 を終わりたいと思います。

■議事（2）保育所等施設設備について

○議長

では次進みます。議事（2）、保育所等施設整備について事務局から説明をお願いいたし
ます。

○事務局

私の方から保育所等施設整備について説明させていただきます。お手元に議事 2 保育所
等施設整備についてをお願いいたします。

1 番のはじめにというところをご覧ください。令和 6 年度までの保育所等施設整備につき
ましては、施設の老朽化等の状況を確認いたしまして、市の判断で 2 年に 1 回施設整備を
実施してきました。ですが、国の補助金を活用するにあたっては地域の将来の人口を考える
ことや、地域の会議体で必要性を確認することが求められるようになったため、議事に挙げ
させていただいたところです。

令和 8 年度に施設整備を予定しております施設について説明をさせていただきます。須
子こども園の本園の一部分の建て替えを行うとする内容になっております。昭和 60 年に建
築された園舎に、平成 19 年に増築した施設になっており、昭和 60 年に建設された部分の
建て替えをすることとしております。当課におきまして、施設の状況確認をしたところ、昭
和 60 年に建築した部分は築 40 年を経過し、耐震性もない状況でした。

当市は出生数が減少しているものの、利用児童が安全で安心な施設で健やかな成長がで
きる保育環境を確保するためにも、建て替えが必要であると判断しております。

本日の会議におきまして、須子こども園の建て替えについてご審議をお願いするもので
ございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

今の 2 番目に書いてあります令和 7 年度以降に、国の補助金を使うにあたっては、この
会議体で必要性を確認するということが求められるようになったということでの議題にな
っております。今の説明ですけれども、何かご質問等ありますか。

よろしいですかね。昭和60年建設部分ということです。特に問題ないかなと思いますが、ご異議なければ、承認いただける方は一応手を挙げていただきたいと思います。
よろしくお願ひします。

全員挙手で承認

○議長

よろしいですか。はい。

ありがとうございます。全員挙手ということで承認されました。

議事としては以上になりますので、事務局にお返しするということになりますが、その他に入る前にちょっと話です。

さっき、先生の方から提案ありましたけれども、事業数が大変多いですし、こども基本法、こども計画になってから子ども・若者部門が入ってきたということで、今日委員さんが来られておりますので、ちょっと志塾さんの状況なんかはあまり皆さん多分聞いたことはないかなと思いますので、様子をお聞かせいただけたらなと思います。

○委員

すいませんおはようございます。座ってお話をさせていただきます。

何も話す準備などしてなかったのでちょっと何からお話をしたらというところではあるんですが、うちの今の状況はですね、今志塾フリースクールとしては益田市の中で3つほど事業をさせていただいてまして、1つがうち独自でやっているフリースクールの事業ですね。ここは益田市内のいわゆる不登校、不登校ぎみ、不登校傾向のある小中学生のお子様が通ってらっしゃいます。そこに合わせて、明誠高校の通信制課程のコースが益田市内では2つあるんですけども、本校に直接所属するコースと、志塾フリースクール石見教室のサポートを受けられるフォローアップコースというものがありまして、そのフォローアップコースに在籍する明誠高校通信制の高校生が一緒になって通っています。年々不登校の子の数が増えている状況もあるので、やっぱり教室を利用する生徒も年々増えてきております。

今までなかなかこう、不登校傾向のお子様が外に出ることが難しかった状況、というかちょっと地域の目も気にされる保護者さんも益田の方は結構多いので、なかなかうちに繋がってこなかった状況が昔は結構あったんですけども、今は割と学校さんの方もいろいろ回らせていただいて、地域の方のご理解もかなりしてくださるところも多くなっているので、それもあってともと潜在的な人数が多かった中でも徐々にやっと出てきてこれるようになってきたかなと。まあ良くはないんですけども、繋がってきてる数が増えてるっていうのは状況に合わせて、子どもたちの居場所があるということで良い状況ではあるかなと思っています。本来少なくなればいいものだとはもちろん思うんですけども。

もう 1 つは益田子どもロビーという事業。これは益田市総合支援課さんからの委託事業になっております。こちらはオープンに益田子どもロビーという居場所がありますよ誰か来ませんかというような募集をかけているわけではなくて、学校さんだったりとか、市の方で益田子どもロビーの支援が必要だと判断された家庭にのみ案内されるちょっと特殊な事業となっております。要対協案件のケースでしたりとか、いろんな市役所の方の支援とか、いろんな支援機関が入っているというふうに案内されることが多いです。年々増えてきているところです。この事業は今 5 年目に入っております。過去、益田子どもロビーの家庭なんかを見てると結構家庭の課題が複雑、多種多様な課題を抱える家庭がやっぱりまだまだたくさんあるんだろうなと感じている中で、そういう家庭でも益田子どもロビーは学校に行っている子どもたちの居場所がテーマになっているんですけども、本当厳しい家庭環境の中で毎日遅刻しながら学校にぎりぎり行ってる子たちとか結構いるので。不登校 1 歩手前ぐらい。また不登校という数に乗るか乗らないかぎりぎりの家庭もまだまだ結構たくさんある状況にあるんじゃないかなと感じているところです。

もう 1 つ益田ハッチっていうのが、これまで大体子どもの居場所だったんですけども、益田ハッチの方は今は 2 つほど事業をまとめて実施をさせていただいてます。これも総合支援課さんからの委託事業になるんですが、生活困窮者就労準備支援事業というところと、ひきこもり支援推進事業、この 2 つの役割を果たしております。去年まで就労準備支援事業の枠組みだけだったんですけども、もともとひきこもりだったりとか、ひきこもり傾向の高校生世代以上、若者の方の居場所だったんですが、就労する前段階の準備を一緒にする。時間通りに益田ハッチに来る練習をするとか、一緒にお買い物に行ってみるとか、職業の体験や見学に一緒に行ってみるとか、面接の練習をするとか、就労の前段階の支援をもともとメインでしていたんですが、それよりもさらに前段階の支援が必要な方がたくさんいらっしゃった。そこでひきこもり支援推進事業というようなものも新たに加わって、ちょっと分けて支援をしているところです。なので、準備支援事業の前段階、居場所として若者の皆さんにも気軽に使っていただけるように今年からなったという状況があります。来られる年代も様々で、10 代後半の方から 60 代の方がいらっしゃいます。やっぱり市からとか社会福祉協議会さんから繋がってくるケースがほとんどなんすけれども、やっぱりそういうところにつながっていない家庭ですね。なんかこう民生委員さんとかそこに住まわれてる方のご近所さんとか、こういう方もいらっしゃるんだけどね、名前とかは聞かないすけれども、そういう状況にある家庭があるんですけどねっていうのはいろいろ話を聞くんですが、その地域からは利用する方がいないなとか、こっちの方ではわかるので、なかなかこう、ひきこもりだったりとかの方がいらっしゃるけども、どこにも繋がってない方ってのはまだまだたくさんいてそこにどうアプローチをかけていったらいいかなというのを、総合支援課さんとも一緒になってお話しして取り組んでいるという状況です。すいません長々と、失礼しました。

○議長

すいませんありがとうございました。突然言ったのに、すいませんね。
先ほどのお話に対して質問とかありませんか。

○委員

子若センターと志塾の違いというか、それぞれの立ち位置はどういう関係で。私はいません子若センターとはしっかりと長くおつき合いさせていただいてたんですけども。

○委員

同じような事業してるんですけど、子若の方は市の直営の事業になって、ハッチさんとかフリースクールさん、子どもロビーは市の委託事業になっています。そういう形ですけどやってることは、私たちのところも、私のところにある併設されてる教育委員会が、管轄してふれあい学級小中学生の不登校の子どもさんの居場所になります。

子ども若者支援センターの方は、子どもも、支援の対象ではありますけど、主にこの高校生以上40歳未満の若者の支援をします。ひきこもりがちであったり、なかなか就労に結びつかない若者であったり、それから、通信制高校に通いながら、私のところに来て、レポートを作業したり、他の業者さんと関わったり、そのようなことの支援をしています。

○委員

例えば私たち今、気になるお子さんとかご紹介したい場合ですね、私たちがご紹介するとか、ご紹介するとまた逆にそちらにご相談するときには、どういう状況のときにはどちらの方がいいかとかって、やっぱりもしかして迷われるかなあというふうに思うことだってあるのでちょっと聞いたとこだったんですけども。
どちらでもいいじゃないですかね。

○委員

どちらに紹介していただいても大丈夫かなと思っています。益田市の居場所が2つあるっていうのはいいことかなと思いますので、ぜひ両方見ていただいて、例えばうちのところだと小学生が居ると結構にぎやかなんですけども、その分個室で勉強できるスペースを用意していたりとか、静かに過ごしたい子は過ごせるようにといろいろしてはいるんですが、例えば子若さんの方だと、落ち着いた雰囲気もありながら運動できるスペースが、ちっちゃな体育館とかがあったりとか、どっちの方がその子にとって合うかっていうのは両方見ていただいて。

○委員

そうですね両方見ていただいて。

○委員

ご紹介っていうよりかは、今一番いいのは、それぞれのところ私たち自身が見せていただいたり、お話をきかしていただいて、わざわざじゃなくともちょっとした紹介とか、一緒に回ってみようとかっていうことができるかなという。すいません、初めて本当情報を何か漠然としか入ってなかつたので、きちんとこう聞かせていただいてまた今後、またその情報共有ということも含めてお付き合いいただけたらと思います。民生委員ですありがとうございます。

○委員

ぜひ、いつでもお話をさせていただければと思います。

○議長

民生委員さんとかは、地域の情報詳しいので、それこそ、まだ家から出れない子どもの情報なんかをたくさん持っておられるのは民生委員さんなので。

○委員

受入れる枠とかってあるんですか。定員数。

○委員

基本的に定員数を設けてはいません。基本的には何時でも来ていただいたら大丈夫なんですけど人数が増えたら増えたでちょっとどう対応しようかってのはこっちで検討はさせていただくところであります。ちょっと場所の引っ越しをちょっと考えてたりとかもするので。なるべく受け入れられるようにと思っているところです。

○委員

子ども若者支援センターと、それから触れ合い学級を来年度の4月からは移転をして、今の場所ではなくて、益中さんの近くにあるんですけど、戸田小学校の校舎と小野中が高津中学校と統合になって、高津中学校の方に小野中の生徒さんが行かれますので、小野中が空きます。小野中の方が新しいので、戸田小学校の子どもさんは、小野中を利用されるということで、戸田小学校が空きますので、そこに子ども若者支援センターと、それからふれあい学級の方は移転をするということで、この4月から運営になります。そうすると広く使えるので、実質今、結構ふれあいの子どもたちがワイワイガヤガヤしているので、ワイワイガヤガヤしていて本當下で勉強したいという高校生は、それにぎやかで勉強しにくいところもあるかなと思うんですけどあちらに行くと、後ろ後館の2階が、ふれあい学級、1階は子若という形で分かれるので、静かに勉強したい高校生などはそこで学習できるかなと

思います。一番は、利用者がちょっと遠くなるので、ちょっと不便ですからそういうところが今気に入っているところです。

○議長

今言われたように今度戸田小学校に移転になるんですね。今、整備とかしようとしてるんですけど、やっぱり懸念は遠くなるので、公共交通で行っても、公共交通に乗るっていうのも 1 つハードルになるので、まだ現実的じゃないんじゃないかなっていうのもあって、志塾さんがやられてる益田ハッチのことだったりっていうのを共有しとくと、今までこの辺で近くでって思った人たちは行きやすいかもしないなとか思うので、こういう情報を共有しとくだけでも違うなというふうに思いました。

○委員

この高校生たちは、いきなりこう不登校になったのではなく、小学校のときからもう行き渋りたり不登校で、そのまま不登校のままっていう感じですか。

○委員

そうですね。そういう子たちも多いです。そういう子たちばかりというか、中学生の間うちに繋がらずに通信制のタイミングでうちに繋がってる子たちってのは多いです。

○委員

人材確保がなかなかどこも大変なときですけど、このフリースクールさんは何かやっぱりこういうちゃんとした資格とか、そういう方々がそのスタッフとなられるっていう感じですか。

○委員

そうですね、必ずしも資格が必要というふうにはしてはいなくて、どれだけ子どもが好きか、子どもに寄り添えるか、こう人に寄り添えるかっていうところは大事。いくら資格をしっかり持ってても、うん…っていう方もいらっしゃるので。子どもにしっかり寄り添えて、他人の気持ちもしっかり寄り添えて、一緒の目線でお話ができたりとか関わりが持てる人プラスそこに資格があればなおよしといったところでうちとしては考えてるところですね。何も資格を持ってらっしゃらない主婦の方とか勤務されてたりするんですけども、すごく子どもたちからの人気が高いです。

○議長

すいません。あまり引っ張ったらいけないことで、今他の情報とかあればですけど。

こないだの 10 月 23 日に大豆生田先生の講演会あったんですけど、委員さん出てくれたんでちょっとその感想なり、すいません。これもいきなりなんで申し訳ないんですけど。

○委員

はい。あの日参加させていただいて、大豆生田先生。初めてお話を聞かせていただいて、あと神田保育園の取り組み、それから、各園のポスターセッションをみんなで見て発表聞くっていうような内容の会に参加させていただきました。

大豆生田先生のお話の中で、こんなに市を挙げて保育園がどの園も取り組み、同じ方向に向かって取り組んでる、足並みそろえて取り組んでる地域ってそうそうないというふうに言われてて、本当いい意味で特殊っていうふうに言わっていて、私たちはそれが当たり前っていうふうに思っているところはあるけれども、実は全国的に見るとそんなことはないっていうことを知って、すごく恵まれた保育の環境があるんだなっていうふうに思いました。それと同時に、それをまた小学校につないでいくっていう難しさも皆さんお話する中では課題に感じておられる小学校の先生だと、保育士さんもおられたりして。なかなかそこの連携っていう、主体的に見ていくっていう保育から、今度は集団だと社会性っていうところを重んじたりとかっていう部分があったり、教育っていうところの部分でなかなか難しいそこをすり合わせていきながら、成長に順々に今持っていくような社会になると、益田もなればいいなっていうふうに思いました。

本当に神田保育園もそうなんですけれども、主体的に子どもたちが何かに取り組もうとしたときに、その環境をこう整えてできるっていうことを実感させてあげられるような保育をされていて、そこからやっぱりそういう部分から自己肯定感とか、やる気とか生きる楽しさみたいなものを感じると思ったので、やはりそういうことを大事にできる子どもが益田は増えるといいなと思ったし、小学校行くとルールを守るとか、一緒にやないとダメみたいなことがやっぱり昔からあります。今もやっぱり子どもを通わせて話を聞いてるとそういうことが結構あって。ついこの前ですね、シャーペンを使いたいってうちの子が言ったら、うちの学校はシャーペンを使うことはかなわないで転校してもいいよみたいな感じで言われちゃって。おっ、おおーってなって。そう、事実ですけど。子どもがどうしたらいいかって考えて、みんなから意見を集めてどうしたら変えられるかっていうのを考えたいっていうふうに言ったりしたので、なんかそういうふうに、大人もやはりこう変わっていかないといけないなとも思いますし、そういう子どもの当たり前だと、大人が当たり前だと思っているその物差しだったりとか枠を子どもに押し付けるのではなくって、子どもがやりたいって思ったことを尊重できる、見守っていける環境ができるように大人も成長していくかなといけないなっていうふうに思いました。

保育園のポスターセッションで感じたのは、大きい園も小さい園もそれぞれポスターセッションをされてたんですけども、大きいところはその環境を整えるっていう意味で、主体性を引き出す。例えば整理整頓で使いやすいように、子どもたちがどうやったら自分たち

でできるかっていうことを考えるっていうふうな取り組みをされてたり、小規模園だったら小規模園なりに、その子がやりたいっていうことだと困ってることに対してアプローチしていくっていうそれぞれのやり方があって、その小規模園のやり方を大きいところではできないけれども、小さいところではできる。保育園は親がここに通わせたいと思ったら通えるじゃないですか。だから子どもの特性に合わせてやはり、みんなお母さん方は選んでたりとかするので、本当都会と違って近いから選ぶっていうふうには益田のお母さんたちは選んでいません。なのでそういった意味でも、子どもに合った場所を選べる地域で本当としてもすきな地域だなというふうに思ったので、そういった場所、保育士さんのやる気もすごく感じられたんで、これからもその子供が減らない方法というか、取り組みっていうのも行政・地域をあげて、さらにしていかないとこの取り組み自体も消えてしまうんじゃないかなっていうふうに思いました。

○議長

はい、ありがとうございます。急に言ったのにさすがですね。

○委員

私も参加させていただいて非常に感動しました。本当に子どもの主体性とか意見とか、子どもの考えをすごい尊重されて、保育園でもやっておられることをこの計画素案をもとに、もうすでに保育園、市町村でやっているというふうに思いました。

私も平成4年のところで、小学校へいたときにですね、生活科が入ってきたんですよ。今まで社会科と理科ということで、それまでは先生がああしなさいこうしなさいって言って指導することが決まっていた。ところが生活科が入ってきたときには、もっと子どもの意見を大切にしよう、子供の思考の流れを大切にしてそして授業組み立てていこうねっていうことがすぐ盛り上がりについて、以前は進める学校の先生が口をたててチーチーパーパーと言っていて、めだかの学校のように誰が先生とか先生がわからない。子どもも先生も一緒にになって子どもの意見を大切にしながら授業組み立てていこうという、すごい盛り上がりがってときがあるって、それをこの前の保育園さんの色々な取り組みを見ながら、そこでもうそれをやっておられるなと思って。やっぱ小学校はまだだんだん戻ってきて、例えば、植物花を育てようねっていう以前の生活科が始まったときには、子供が好きな花を花屋さんに行って、自分で種を探ってこれを育ててみたいということであればそれを育てていこうっていう。今、皆がアサガオになってしまって、すいませんね、その方がその管理がしやすいということもあるかもしれないんですけど。その辺の、生活科が始まったときの子どもの意見を大切にっていうところそのままこの前保育園がやっておられたので、保育園から小学校への接続みたいなところが、そのまま保育園のよさが小学校にも受け継がれていくことを望みました。

○議長

今、接続のところも駆け足でやっている中で、年長の1年と小学校の1年生の1年間の2年間を接続期として考えていくっていう考え方も始まってるんですけど、そんときには学校側が、学校側に保育園が合わせるではなくて、今保育園がやってること、今子ども主体でやってることをベースにして、学校側が同じようにどうやって実現していくかみたいなことが求められてるんです。さっきの不登校の話とも繋がるんですけど、結局その学校がそういう子たちにとってその居心地が悪いということなんじゃないかなと思っているんですね。その最初の入口のところで、やっぱりもうちょっと変わっていくといいんだろうなというところで今、保育現場も少しづつ変わろうとしているところ。

○委員

確かに低学年多いんですよね、うちの触れ合い学級を利用してるのは。かつては中学生。実際、中学生の不登校は高学年になる方が多いんですけども、うちのふれあい学級を利用する子どもたちは今は低学年が多いです。下の1年生から2年生、4年生が2人、結構小学生の方が多い。そんな感じですよ。その辺のところ、やっぱり関係してるかなと思って。

○議長

あと、他の団体さん情報を共有することがありますかね。大丈夫ですか。よろしいですかね。一応これで事務局の方に返したいと思います。ありがとうございました。

■その他（1）次回の会議開催について

- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

○事務局 4

会長様進行の方ありがとうございました。続いて、次第の5、その他についてご説明させていただきます。まず、こども誰でも通園制度の開始についてというところで、私の方から説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

この制度なんすけどもこども誰でも通園制度とありますが、この名前は全国で広く周知されている通称名であって、括弧書きにある乳児等通園支援事業という名前が法律上の正式名称なります。一番の制度概要を見ていきます。すべての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育保育給付に加えて、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる制度です。これは来年度、令和8年度から給付制度として全国で実施されます。端的に言えば、保護者の就労状況にかかわらず、未就園児が保育施設を利用できる新しい制度というところになります。

2番の制度内容についてです。対象児童なんですが、0歳6ヶ月から3歳未満の保育所等に通っていない子供、つまり未就園児が対象児童となります。

利用可能時間なんですけども、子供1人当たり月10時間以内というところ。そして実施場所なんですが、保育所、認定子供園、地域型保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等というところになります。実施方法なんですけども、2種類ありますと、まず、①一般型というふうにありますが、これは、保育所等の定員とは別に利用定員を設定して、在園児と合同または専用室を設けて実施する方法です。②の余裕活用型になるんですが、これはすでに事業を運営している保育所などの空き定員の枠を活用して実施する方法になります。

利用方法なんですが、3種類ありますと、まず、定期利用、そして②の柔軟利用。そして双方を組み合わせた定期利用、柔軟利用というふうに3種類のパターンを想定しております。利用方法、現在想定している申請方法にもなるんですが、電子申請サービス、また申請書の紙媒体にて、保護者の方が市の方へ利用申請をしていただき、そして市が利用認定した保護者へ総合支援システム、これは国が作ったみんながアクセスできるようなシステムなんですが、こちらに利用アカウントを発行して、利用者の方がそのシステムにて事前の面談をし、利用の予約をして利用開始というふうになります。

利用料なんですけども、こちらは1時間当たり300円程度を標準に徴収が可能となっております。また昼食おやつ代なども、別途徴収可というふうになっております。

利用料なんですが、一応300円程度というふうになりますけども、今後また国の方からですね、利用料や給付費に関してはお知らせが来ますので、もしかしたらちょっと変更になる可能性もあります。

米印の方にも書いてあるんですけども、一時保育と何が違うのというところなんですが、一時保育が保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、家庭にいるだけでは得られない、様々な経験を通して子供が成長していくように、子供の育ちを応援するというところが主な目的です。利用方法と、実施方法についてちょっと簡単な図がありますのでちょっと視覚的に見ていただけたらと思います。

まず利用方法の方なんですけども、定期利用はその名の通り利用する事業所を限定したり、さらに利用する曜日や、時間帯を固定して特定の事業所を利用する方法というふうになります。柔軟利用の方は、子供の状況や保護者さんのニーズに合わせた利用方法で、子供に合う事業所見つけるまでの利用や、里帰り出産における兄弟児の利用等について、柔軟に利用する方法というふうになっております。

2ページなんですけども、実施方法として、ちょっと載せているんですが、先ほど一般型と余裕活用型というふうにあげてるんですけども、あと一般型の在園児合同というのはどういうものなのかというところなんですが、例えば0歳児の9人クラスの場合白枠の点線に囲まれた図が、誰でも通園制度の子供の図になるんですけども、クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園制度の利用枠を設けて、かつ保育士さんも配置するんですけども、既存のクラスとは別に、誰でも通園制度の利用枠を設けるというところ。そして一般型の専用室独

立実施なんですけども。これはもうクラスとは別に、部屋も別室で設けて、専属でやっていくというところです。余裕活用型は、ちょっと一番わかりやすいかもしないんですけども、0歳が9人クラスという枠の中で7人の在籍児童しかいない場合は2人空きがありますので、この空きの2名の体制を利用して、こども誰でも通園制度を受け入れるというところになります。

続いて3番目の運営に関する基準等についてなんですけども、この制度を始めるにあたって、12月議会においてちょっと2つの条例を制定することとしています。主には、1番目は認可に関する基準になるんですけども、市が実施事業者を認可する際の審査基準。になる条例、そして2つ目が、運営と確認基準というところで、実施事業者が運営する際に遵守しなければならない。基準というものがありますので、この2つをちょっと進めていく予定にしております。続いて、4番の予算についてなんですけども、この制度は子ども子育て支援納付金と国、県、そして市の財源を充てて実施します。子ども・子育て支援納付金なんですけども、これは少子化対策の一環として、全世代、全経済主体が子育て世帯を支えるため、来年度から始まる新しい仕組みなんですが、高齢者の方、そして事業主含む全世代事業主が医療保険料に上乗せする形で賄われる財源になります。負担割合の方は、ご覧の通りです。

続いて3ページ目のところなんですけども、5番の今後の方向性についてなんですが、まず、量の見込みと確保方策なんですけども、現在益田市こども計画で表のよう見込んでいるんですけども、この制度の創設に伴いまして、ちょっと新たに位置付けないといけないものがあるというところで、ちょっと計画を見直す必要が出てきました。量の見込みについては手引きに基づいて算出いたしまして、提供体制に係るところ確保方策のところなんですけども、現在の保育施設、やっぱりそこと誰でも通園制度の事業者との連携、接続に関するその推進方策についての策定も求められてきましたので、その内容を盛り込んだ代用計画を、令和7年度中に策定予定としてます。ですので、来年の2月開催予定のこの会議にて、そのあたりちょっとご意見をいただけたらというふうに考えております。

続いて事業者の募集についてというところなんですが、10月に実施希望調査を行いまして、令和8年度は5施設程度で実施する予定にしております。

続いて、(3)の認可手続きに係る意見聴取についてなんですけども、この制度なんですが児童福祉法の規定によって事業者を認可するときは、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならぬというふうにされていますので、こちらに関しても、令和8年2月この会議にてご意見をいただけたらというふうに考えております。

最後に4ページ目、実施スケジュール案として載せております。11月に来年度の予算要求、12月に条例、認可手続きに係る規則等を制定していく予定です。来年1月中旬には、事業者向けの認可手続きの説明会を行い、1月下旬から2月上旬にかけて認可手続きを開始し、この代用計画についてもその検討、協議を行って参ります。2月中旬から下旬のところ

での会議なんすけども、代用計画と認可のことについてちょっと意見を聴かせていただけたらと思います。3月に代用計画の完成したものを県に提出し、4月に制度の開始というふうに予定しております。

この制度については、すいません。簡単になりますが以上になります。何かご意見等ございますでしょうか。

○委員

これは一時保育の枠が今あると思うんですけど、それとは別にこの10時間が使えるということになりますか。

○事務局

はい、その通りです。

○委員

そこの理由の区別は、利用される保護者さんがこの内容を読んで決める形ですか。

○事務局

そうですね。こども誰でも通園制度は特に理由は必要ないので、ただその保護者都合であるもの、保護者目線になるものであれば一時保育を使うというところがあると思いますし、子どもの育ちというところを理由として挙げるのであれば、誰でも通園制度を使っていただくという形になります。

○委員

保育園での過ごす環境は同じですか。

○事務局

この制度がとても波乱を呼んでおりまして、正直申しますと。本当に益田市が一時保育という形で里帰り出産とか、急遽、子どもを預けないといけないっていうところで、一時保育という形でずっとさしていただいたっていう経緯がございます。その利用料についても、施設の方に支払っていただいて、事前申請をされたりという手続きに変わりないんですけど、このこども誰でも通園制度は、ちょっとこの経緯、背景っていうところでは、いわゆる都市部のところで孤立した育児をされてるご家庭の支援っていうところ、あと障がいのある子どもさんのご家庭というところの社会的に孤立しているっていうところでの地域へのつなぎっていうところが1つになっているところがございました。このこども誰でも通園制度の、保護者さんにとって、どう使ったらいいかっていうのが確かにありますて、通園制度は月10時間しか使えません。こちらがちょっと思ってるのが通園制度を先にちょっと利用さ

れて、それで引き続き、一時保育をされてないっていうところで、通園制度から一時保育を使っていただけたらいいかなという風に思っております。

ただ利用料がまだ国から示されていませんので、もしかしたら、一時保育の方が利用料が安いっていう場合もあるので、そこはちょっと保護者さんに決めていただくような形になるかもしれないんですが、ただ、やっぱりこの制度は、住民票がどこにあっても全国各地で使えるという制度になっております。しかも事業所として、空き枠をインターネットで閲覧ができるっていうのがちょっと大きな仕組みになっておりますので、本当に利用されたいときに、空き枠を見られて事前予約をしていただいて、その日に行っていただく、面談をしたうえで行っていいいただくって形になるんですけども、そういうちょっと仕組みになつております。そこをちょっと説明がもちろん大変難しいところではあるんですが、そういう制度ができたっていうことと、あと利用するにはどちらを選んでも大丈夫ですよっていう形にはなるんですが、とりあえず、だれでも通園制度をちょっと利用されて、その施設がやっぱりちょっとよかつたなっていうところがあれば、月10時間が足りないなっていうところがあれば、一時保育を使ってもらえたならなっていうのはちょっとこちらが思ってるところです。

○委員

それは決まりではないということですか。

○事務局

そうですね。はい。

○委員

金額が違うとお母さんたちシビアなので、やっぱりどうしても、3日も、半日も使えない感じになるから本当に2時間とかだと行って帰ってもう終わっちゃうみたいな感じでリフレッシュにはなかなかづらいので、やっぱり預けるなら半日ぐらいは預けたいな、1日って言ったらもう1日で終わっちゃうっていう風になるのでなかなか益田で使うっていうのは難しいなあというふうに思ったのでお聞きしました。

○委員

よろしいですか。すいません。今、益田市内の幼稚園や保育園の先生の充足率とかってのはどうなんでしょうかね。今、新しい事業を始めるのってやっぱり保護者としてはすごいありがたい制度だと思うんですけど受入れる側とかが、そういう体制が整えられるのかどうかっていうのが1つちょっと疑問を持って、今ある業務をやりながらまた新しい業務を付け加えられるっていうのは、やっぱり先生方も不安というかやっぱり重労働で、大変になるんじゃないかなっていうところもあるんですけど、どうなんでしょう。

○事務局

充足率っていうところになると、国が定めた職員配置基準はどの施設も満たしています。この制度について、5施設ご希望がありました。そのうち4施設につきましては余裕活用型という形で実施をしたいなっていうふうに希望を聞いております。余裕活用型であれば、新たに保育士を配置する必要はないというところで、空きの枠があれば受け入れますよっていうところになるので、新たな保育士さんの配置は必要ないっていうところを選ばれた施設が4施設あるっていうところを思っていただけたらなと思います。

○議長

今言ったようなことが、保育士の配置については各園、一応満たされてはいる。ただ途中で人を雇おうと思ったときはなかなか見つからないっていうのは当然あります。さっき言ったように都会地でイメージされて作られた制度ではあるんですけど、今回こう予約がインターネットから、やっぱアプリケーションからできるっていうのは最近の若い人にとつては使いやすいというような話はありますが、まさに委員さんが言ったように、そこまでたくさん人数がいるわけじゃないですよねっていうことにはなるだろうなと思いますが。全国的にこれやれという話で降りてきてるので、益田市でもなにかしらやらなきゃいけないねというところで手上げてるっていう状況かなと思います。

・匹見保育所の地域型保育事業への移行について

○事務局

他にご質問ありますか。なければですね、次の報告事項をさせていただこうかと思います。匹見保育所の地域型保育事業への移行についてということで、今日資料をお示しさせていただきました。はじめにというところで、近年、少子化の進行により、匹見保育所の入所児童数が減少傾向にあります。また匹見保育所の保育士の確保も年々困難になっており、安定的な保育運営の継続に課題が生じているところです。こうした状況から、益田市立匹見保育所の現状の機能や役割を見直して、地域のニーズに柔軟に対応できる。保育提供体制の構築を目指し、地域型保育事業への移行に向けて手続きを進めているところでございます。

2番のところなんですが、入所児童数の推移と見込みということで、いずれもその年度の4月1日時点の入所児童数と見込み数になっております。本年度は令和7年は8名でスタートしております。来年度につきましては1名増えるというお話を受けて、9名の見込みです。ただ卒園児さんが控えておりまして、令和9年度につきましては5名になる予定になっております。

3番の移行する地域型保育事業の概要なんですけれども、小規模保育事業C型に移行する予定でございます。対象児童につきましては、原則0歳児から2歳児なんですけれども、匹見地域においては特例によって、0歳児から5歳児までを受け入れることとしておりま

す。職員につきましては、家庭的保育者、それと家庭的保育補助者を配置することになります。家庭的保育者は、保育士の資格を有し、なつかつ、研修を受講したもの。家庭的保育補助者は研修を受講したものになります。保育時間、入所手続き、保育料につきましては現行と同じものになります。

次は保育所と、小規模保育事業C型の違いっていうところになるんですけども、認可者が違います。保育所は都道府県知事ということで、島根県知事が認可をいたしますが、小規模保育事業C型につきましては、益田市長が認可を行います。職員の配置基準の変更が主な点となっておりますが、保育所は、0歳児、何名に対して保育士1名、1、2歳児、何名に対して保育士1名というように、年齢区分に応じた保育士の配置が必要なっておりますけれども、小規模保育事業C型につきましては、児童3名に対して、家庭的保育者1名が必要という形になりますので、ある意味、0歳から5歳児のうち3名。保育者1名が必要という形になります。

最後になるんですけども、益田市家庭的保育事業等の認可等の手続きに関する規則第5条に基づきまして、次回の子ども子育て会議で、意見の聴取を行う予定としております。すいませんがこちらちょっと事前の説明ということで、ご報告をさせていただきます。

以上です。これにつきまして、何かご質問等ありましたらお願ひいたします。

ないようですので最後ですね、事務局の方から今日益田市子育てガイドブックを配布させていただきました。これはですね、益田市と株式会社サイネックスとで協定いたしまして、発行したものになっております。

こちらはいわゆる広告料のスポンサーさんの掲載料で発行。手数料みたいなもので発行のものを経費で賄う形で益田市の負担がないって言う形になっております。今までこういった益田市の子育てに関する一元化したものというのは今まで発行はしておりませんでしたので、ちょっといい機会だったので、今回つくらせていただいたところでございます。こちらもいろいろ掲載の情報もいろいろあるんですけども、実は12月から市民の方に向けて配布させていただこうと考えております。1つは母子手帳の交付時にこれを配布させていただくということと、あと転入された子育て世帯の方にも配布させていただこうというふうに考えております。こちらいろいろ関係機関さんの方にもご協力いただきましたので、関係機関の方にも1冊、手元に渡る形をと思っております。以上です。

何かこちらのことについてのご質問がございましたらお願ひします。これは毎年改定するわけではなくってすいません。2年間分をちょっといただきましたので、この冊子を2年間、配布させていただくということを考えております。

○委員

2年間ということは今年と来年ということですか？今年と来年令和8年の2年間ですか。

○事務局

そうですね。

○積田委員

こども誰でも通園制度が決定したら、これにはないかなあと、間に合わないのかなって思って。

○事務局

では、その他よろしいでしょうか。

○事務局

閉会にあたり次回の会議についてご連絡させていただきます。次回の会議は、来年令和8年2月中旬、また下旬ごろ開催予定としております。次回の会議では先ほども説明がありましたように、こども誰でも通園制度と匹見保育所について、意見をいただく予定にしております。また議事の内容についてはご連絡をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回益田市子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日は大変長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。